

対面対話における確認事項(回答書)

No.	資料名	頁など	質 問 項 目	回 答 書
1	優先交渉権者 選定基準書	P5 第3章 評価項目 脱炭素への対応に関 する事項 脱炭素対策	「売電収入を最大化するための工夫」とありますが、事 業者間の公平性を期す観点から、売電収入を算出す るために必要な数値であるバイオマス比率をご指定い ただきますようお願いいたします。	計画上は 56%として試算願います。
2	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-1 第 1 章第 1 節 5.敷地面積	要求水準書等に関する質問回答書(2回目)No.1 にお いて、「騒音基準値等を遵守する際に必要となりますの で、敷地境界線を特定できる資料をご教示ください。」 (回答書)「現在提供している書類のみとなります。」と 回答いただいておりますが、敷地面積 8,218.36m ² と一致する敷地境界線を特定できないため、要求水準 書添付資料の測量図における既存フェンスを本施設の 敷地境界線と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、敷地境界に関する測量調査が必要 となる場合は、実施設計段階で事業 者負担において実施願います。
3	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-5 第 1 章第 32 節 6.搬出入車両台数	一日当たりの平均搬入車両台数が明記されていま すが、可燃性粗大ごみの搬入車両台数は収集車両や許 可車両台数には含まれず、一般車両台数のみに含ま れていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

4	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-7 第1章第2節 11.公害防止基準 6)焼却灰及び飛灰の 性状	資源化する主灰および飛灰の性状に関して、有害物質（溶出）、有害物質（含有）の基準値が「環境省で定める判定基準」と記載がありますが、この判定基準とは金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）で定められている下記が該当するという理解でよろしいでしょうか。 i)溶出基準 アルキル水銀化合物：検出されないこと 水銀又はその化合物：0.005mg/L 以下 カドミウム又はその化合物：0.09mg/L 以下 鉛又はその化合物：0.3mg/L 以下 六価クロム又はその化合物：1.5mg/L 以下 ヒ素又はその化合物：0.3mg/L 以下 セレン又はその化合物：0.3mg/L 以下 1,4 ジオキサン：0.5mg/L 以下 ii)含有量 ダイオキシン類含有量：3ng-TEQ/g	ご理解のとおりです。
5	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-7 第1章第2節 11.公害防止基準 6)焼却灰及び飛灰の 性状	上記基準値の理解が正しい場合、基準値を満足するために重金属安定剤等の薬剤の添加が必要になりますが、実際には受入れ先の基準に従うことにより、添加が必要とならない場合も多いと想定します。このため、添加設備の設置は見込み、ご提示する運営費には運営期間 20 年間分の薬剤費用を計上しないものと考えてよろしいでしょうか。	提案段階においては、薬剤費用は計上しないものとして想定願います。 なお、要求水準書との乖離が発生した場合は、運営管理業務委託契約書の第 39 条に準拠した対応とするものとし、契約時に詳細を協議するものとします。

6	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-31 第 2 章第 6 節 3.蒸気タービン発電機	特記事項に、「内部故障、過電圧、過電流、界磁そう失、逆電力、タービン非常停止、周波数、不足電圧等に関してタービン停止、遮断器トリップ、ランプ表示、ブザー警報等を表示すること。」とありますが、電気設備の技術基準の解釈 第 42 条では発電機容量が 10,000kVA 未満の場合は、内部故障検出の取付け義務はありませんが、内部故障検出装置は必要でしょうか。	『電気設備に関する技術基準を定める省令』において「異常が発生した場合に、事故が波及しないように保護できること」が求められていますが、運営管理面で支障がなければ、事業者提案とします。
7	【運営管理業務】 要求水準書	P25 第 2 章第 4 節 4-1.環境保全基準	「表 4-1 測定項目(案) 焼却灰/飛灰:含有成分・性状試験」と記載がありますが、含有成分・性状試験について、試験内容を具体的にご教示願います。	灰の資源化業者の要望により追加される可能性のある項目としているため、提案段階においては費用計上しないものとして想定願います。 なお、要求水準書との乖離が発生した場合は、運営管理業務委託契約書の第 39条の対象となるものとします。

8	要求水準書等に関する質問回答書(1回目)	No.2 No.15	要求水準書等に関する質問回答書 No.15 にて「既存施設図面が必要である場合は～(略)～南足柄清掃工場の書庫にて必要図面の閲覧を可能とします」とご回答により、閲覧した既存竣工図のうち「全体配置図」に酒匂川側から距離5mの位置に「後退線」の記載がありました。一方、同回答書 No.2 にて「敷地内に対して河川区域、河川保全区域等の制限はないものと考えてよい」旨のご回答を頂いております。 これについて、以下ご教示願います。 1)後退線は、河川法に定められる河川保全区域等とは異なる線と思われますが、規制の内容の詳細をご教示いただきますようお願いいたします。 2)法規制によるものでない場合、既存施設の建設時の何らかの合意事項かと推察しますが、そのご確認には時間を要するものと考えます。当グループでは、実施時に計画不成立となるリスクを避けるため、この後退線より河川側には建築物の基礎など構造物を設けない計画としたいと考えております。ついては、後退線を示す既存全体配置図を要求水準書添付資料として応募者の公平のため、後退線より河川側に基礎などの構造物を設けないことを、各社共通の見積条件として頂けないでしょうか。	後退線に関する詳細は実施設計時に協議するものとします。 なお、参考として南足柄市清掃工場の竣工図を添付資料1に示します。 あわせて、要求水準書等に関する質問回答書 No.2において「敷地内に対して河川区域、河川保全区域等の制限はないものと考えてよい」と回答しておりますが、敷地南側の一部は河川保全区域、土砂災害警戒区域に該当するため、これに留意した計画としてください。
---	----------------------	---------------	--	---

9	要求水準書等に関する質問 回答書(1回目)	No.120	キャッシュレス決済の提案はお認めいただいた上で、手数料等については事業者負担と回答いただいています。キャッシュレス決済システムを利用する上でのシステム利用料は事業者にて負担いたします。但し、その場合においても、貴組合に納入される金額については、徴収料金からカード会社及びカードサービス代行会社の手数料 2～3%を差し引いた金額となりますが、許容いただくことは可能でしょうか。	支払手数料については、別途本組合に請求する計画としてください。
10	要求水準書等に関する質問 回答書(2回目)	No.1	「敷地境界線を特定できる資料をご教示ください」という質問に対し、「現在提供している書類のみとなります」とご回答を頂きました。境界を確定させる測量調査を本事業内で契約後に行う場合、測量作業と成果品の作成、周辺土地の利害関係者の立ち会い確認、境界確定までの協議調整等に3～6ヵ月程度要する可能性があり、また、万が一事業開始後に越境してしまう可能性もあり得ること等、事業の進行に大きな影響があると推察します。 つきましては、本事業の請負契約までに境界確定測量を貴組合にて実施の上、敷地範囲を確定して頂き、契約後ただちに境界確定測量の成果品をご提示いただけないでしょうか。	添付資料1に示されたエキスパンドフェンス部分より内側としてご提案願います。 なお、敷地境界に関する測量調査が必要となる場合は、実施設計段階で事業者負担において実施願います。

11	要求水準書等に関する質問回答書(2回目)	No.6	「酒匂川・内川、文命用水に生活排水、雨水排水および工事排水を排水する場合の行政協議について、組合殿主体で実施頂けるものと考えてよろしいでしょうか。」との質問に「受注者で実施」との回答をいただきました。 河川への放流口の新設が一般に認められていないため、既設工場排水経路を踏襲して排水する必要があると考えます。また、既存図閲覧により、既設工場排水は、文命用水路(農業用水路)に排水されていると思われますが、既存配管が 40 年以上前の施工となるため、所管行政殿の管理台帳に記録が無い場合など、市・県の関係機関と、敷地排水の可否など事業の根本にかかわる都市計画的な協議が必要となる可能性もあると考えております。このようなケースにおいては、事業者主体での行政協議は困難となるため、貴組合主体でのご協議をお願い致します。	事業者主体での協議が困難な場合は、本組合を含め双方協力して、協議を行うものとしします。
12	要求水準書に関する質問回答(2回目)	No.9	「4t 平ボディまたはアームロール車は、施設にて集めた不燃性粗大ごみを搬出するもの」とご回答いただきましたが、要求水準書の計画ごみ質には不燃ごみの受入れに関する記載がございません。 本回答の「不燃性粗大ごみ」とは、本施設に搬入される可燃ごみや可燃粗大ごみに誤って混入していたものであり、事業者は、それらの混入物を一時的に貯留しておくという理解でよろしいでしょうか。	「不燃性粗大ごみ」として一時的に本施設に仮置きする計画のものとなります。

13	要求水準書等に関する質問回答書(2回目)	No.11 1-20	「本事業で利用するプラント用水等は、現有施設である南足柄市清掃工場と同様に地下水を利用する方針とする」とのことですが、井戸を新設せずに、既存井戸を継続して利用することも可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書等に関する質問回答書(2回目)	No.12	要求水準書に関する質問回答書(第2回目)No.12において、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令をもとに計画願います。」と回答をいただいております。また、対面対話における確認事項 No.5 において、「灰の資源化業者の要望により追加される可能性のある項目としているため、提案段階においては費用計上しないものとして想定願います。なお、要求水準書との乖離が発生した場合は、運営管理業務委託契約書の第39条の対象となるものとします。」と回答いただいております。 飛灰の資源化は湿灰(加湿のみ)での搬出を想定しておりますが、前段の回答内容の基準を満足する場合は薬剤処理を行う必要があり、湿灰(加湿のみ)での搬出不可および資源化業者の受入れが制限される可能性があります。 そのため、現計画においては、後段の回答内容より、基本的には湿灰(加湿のみ)での搬出を前提として薬剤処理は行わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

15	要求水準書に関する質問回答(2回目)	No.45	「一般持込車等については事前予約を想定しており、受付対応は事業者で行う計画としてください」とありますが、渋滞発生を防止するため、一部の既存施設で実施しているように受付時に事業者側で予約枠数の設定を実施してもよろしいでしょうか。 また、予約なしで来場した車両につきましては、一部の既存施設で実施しているように受入れをお断りし、お帰りいただく対応とさせていただくとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
16	—	—	—	地元貢献金額の積み上げ方については、添付資料2を参照願います。